

学生協ニュース

No.53

東 北 大 学
(学生生活協議会広報委員会)

旧「有朋寮」建物明渡しが完了しました

平成18年12月16日、旧「有朋寮」建物占拠学生らに対する建物明渡しの執行が仙台地方裁判所により行われました。これは、学生らの上告受理申立てを受理しないこととした平成18年9月14日付けの最高裁判所第一小法廷の決定を受けて行われたものです。

執行は、午前8時00分に仙台地裁執行官の開始宣言の後行われ、午後4時15分に大学への建物引渡しが完了しました。

◎ 経緯等

平成13年9月18日開催の評議会は、昭和28(1953)年開寮の有朋寮について、経年劣化による老朽化が著しく地震による倒壊や火災による焼失の危険性があることから、入寮生の生命・身体の安全確保を図るために平成15年3月31日をもって使用停止することを決定しました。使用停止決定に当たっては、平成12年9月1日に、有朋寮同様の木造寄宿舎であった昭和舎(昭和15年開寮)が夜間の不審火により短時間で全焼したことも少なからず影響しました。使用停止決定を受けて当時の入寮生に対しては、在寮期限の2年を尊重し、他寮や民間アパートへの転居支援を行った結果、ほとんどの寮生は使用停止期限までに転居しました。しかし、一部の学生は使用停止後も居住を継続し、平成15年4月7日付けで大学が出した退去命令にも応じなかったために、大学は学生に対し旧「有朋寮」の建物明渡等を求める民事訴訟の提起を仙台法務局に依頼しました。

裁判は平成15年11月27日開始され、平成17年9月1日第一審、平成18年4月25日第二審の判決言渡がそれぞれ仙台地裁、仙台高裁で行われ、判決ではいずれも学生らに対して建物の明渡等を命じました。(学生協ニュースNo.46・No.49) 第二審判決後学生らは判決を不服とし、最高裁判所に上告受理申立を行いました。本年9月14日付けで最高裁判所第一小法廷裁判官5名全員の意見一致で申立を受理しないことの決定がなされました。(学生協ニュースNo.51)

大学は、この決定に基づき、9月21日付けで占有している学生らに対し速やかな自主的退去を強く求める勧告を行いました。学生らは応じることなく不法な占拠を続けていたものです。

理学部学生の停学が解除されました

大学による有朋寮使用停止決定後、有朋寮に許可なく入寮し、再三の指導を無視し住み続け、停学となっていた理学部学生については、明渡しの完了により不法占拠の事実が消滅したため、当該学部教授会の議を経て、12月18日付けで停学が解除されました。